

おおさか環境賞実施要綱の一部改正について(案)

おおさか環境賞実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
(推薦等) 第5条 大阪府知事は、市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長(以下「市町村長等」という。)に対し、この賞にふさわしい個人、団体又は事業者の活動について、推薦を依頼する。 2 市町村長等は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、下表に記載の推薦書を添付して、知事に推薦することができる。		(推薦等) 第5条 大阪府知事は、市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長(以下「市町村長等」という。)に対し、この賞にふさわしい個人、団体又は事業者の活動について、推薦を依頼する。 2 市町村長等は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、下表に記載の推薦書を添付して、知事に推薦することができる。 <u>なお、複数を推薦する場合にあっては、評価の順位とその理由を明記した推薦順位一覧表を推薦書に添付するものとする。</u>		
区分	推薦書	区分	推薦書	<u>推薦順位一覧表</u>
府民活動	様式第1号	府民活動	様式第1号	<u>様式第3号</u>
事業活動	様式第2号	事業活動	様式第2号	

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

〈改正の理由〉

現状では、複数の個人、団体又は事業者を推薦する場合は評価の順位とその理由を明記した推薦順位一覧表を添付することとなっているが、各取組みについて順位が付けられず同等として推薦されている場合が多いこと、また、当該一覧表がなくなることによって賞の選考に大きな支障が生じることはないと考えられることから、このたび、様式第3号を廃止する。